

# 官報

昭和三十六年十月三十一日

**○第三十九回 参議院會議録追録**

<p><b>○審査報告書</b> 〔継続審査〕</p> <p>農林省設置法の一部を改正する法律案(継続案件)</p> <p>右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p>
<p>昭和三十六年九月二十二日</p> <p>内閣委員長 吉江 勝保</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p>

<p>本法律案は、第三十八回国会に提出され、同国会において、提案理由の説明を聴取し、これに続く閉会中は資料の収集に努めたがなお不充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。</p> <p><b>○審査報告書</b></p> <p>会社更生法の一部を改正する法律案(継続案件)</p> <p>右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p>
<p>昭和三十六年九月二十二日</p> <p>法務委員長 松村 秀逸</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p>

<p>本法案は、第三十八回国会に提出され、提案理由の説明を聴取したが、慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p> <p><b>○審査報告書</b></p> <p>裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(継続案件)</p> <p>右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p>
<p>昭和三十六年九月二十二日</p> <p>法務委員長 松村 秀逸</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p>

<p>本法案は、第三十八回国会に提出され、提案理由の説明を聴取したが、慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p> <p><b>○審査報告書</b></p> <p>壳春防止法の一部を改正する法律案(継続案件)</p> <p>右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p>
<p>昭和三十六年九月二十二日</p> <p>法務委員長 松村 秀逸</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p>

<p>本法案は、第三十八回国会の会期未に提出されたため審査に入ることできなかつたが、慎重な審査を要するので、継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては主として資料の収集に努めたが、なお不充分検討の</p>
<p>昭和三十六年九月二十二日</p> <p>法務委員長 松村 秀逸</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p>

<p>右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p> <p><b>○審査報告書</b></p> <p>日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(継続案件)</p> <p>右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p>
<p>昭和三十六年九月二十二日</p> <p>法務委員長 松村 秀逸</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p>

<p>右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p> <p><b>○審査報告書</b></p> <p>地盤沈下対策特別措置法案(継続案件)</p> <p>右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。</p>
<p>昭和三十六年九月二十二日</p> <p>建設委員長 稲浦 鹿藏</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p>

<p>本法律案については、慎重なる審査をおお繼續する必要があるので、今次国会閉会中ににおいて審査を終了するに至らなかつた。</p> <p><b>○審査報告書</b></p> <p>昭和三十四年度一般会計歳入歳出決算(継続案件)</p>
<p>昭和三十六年十月三十一日</p> <p>參議院會議錄追録 審査報告書(継続審査)</p>



歳入が四兆五千三百三十三億一千三百十二万四千円  
歳出が四兆二千五百六十六億三百十萬七千円  
となる。

[第十一号参照]

審査報告書

通商に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求める件  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十四日

外務委員長 近藤 鶴代  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この条約は、我が國とインドネシア両国が、入国、滞在、身体財産の保護、出訴権、財産権、財産取用、内国課税、事業及び職業活動、為替管理、輸出入制限、関税率につき、相互に最惠国待遇を許すことを骨子としている。

この条約の締結により、両国間の友好通商関係が一そく促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

二、費用  
別に費用を要しない。

審査報告書

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十四日

運輸委員長 前田佳都男  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十四日

商工委員長 山本 米治  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十四日

商工委員長 山本 米治  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
農業近代化資金助成法案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十四日

農林水産委員長 仲原 善一  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
公當競技調査会の答申に基づく小型自動車競走の制度全般についての改正案の作成には、なお時日を要し、その提案が次期常会に行なわれる予定であるので、その間の暫定措置として、この際やむを得ない措置と認めた。

審査報告書  
本法律案は、競輪の売上金による自転車等機械関係事業の振興に関する現行の交付金制度を、差し当り昭和三十七年九月三十日まで引き続き一年間存続させようとするものであるが、公當競技調査会の答申に基づく競輪の制度全般についての改正案作成には、なお時日を要し、その提案が次期常会に行なわれる予定であるので、その間の暫定措置として、この際やむを得ない措置と認めた。

審査報告書  
電気用品取締法案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十四日

商工委員長 山本 米治  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
政府は、本法に關し、特に次の事項について遺憾ながらしむべきである。

附帯決議

一、農業近代化資金の資金枠を大幅に拡大するとともに、政府の利子補給を引上げ、末端金利を年五分以下に引下げる。

二、農業近代化資金の貸付を受けて取得する施設については、不動産取得税の軽減措置を拡大するとともに、固定資産税その他について

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十四日  
外務委員長 近藤 鶴代  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
本法律案は、モーターボート競走法による造船関係事業及び海難防止事業の振興に関する現行の交付金制度を、差し当り昭和三十七年九月三十日まで引き続き一年間存続させようとするもので、本委員会は適当な措置と認めた。

昭和三十六年十月二十四日  
商工委員長 山本 米治  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
本法律案は、モーターボート競走法による造船関係事業及び海難防止事業の振興に関する現行の交付金制度を、差し当り昭和三十七年九月三十日まで引き続き一年間存続させようとするもので、本委員会は適当な措置と認めた。

昭和三十六年十月二十四日  
商工委員長 山本 米治  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
本法律案は、小型自動車競走の施行に伴い、主として一般家庭用の電気用品の製造、販売等を規制するところに、特定の使用にも一定の制限を加えようとするものであつて、適当な措置と認めた。

昭和三十六年十月二十四日  
商工委員長 山本 米治  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
政府は、本法に關し、特に次の事項について遺憾ながらしむべきである。

附帯決議

一、農業近代化資金の資金枠を大幅に拡大するとともに、政府の利子補給を引上げ、末端金利を年五分以下に引下げる。

二、農業近代化資金の貸付を受けて取得する施設については、不動産

も、税負担の軽減を図ること。  
右決議する。

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十六年十月二十四日

農林水産 仲原 善一  
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十六年十月二十四日

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十六年十月二十六日

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十六年十月二十六日

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

附帯決議

農業信用基金協会法案

局局長官房及び税関長官房をそれぞれ印刷局総務部及び税関総務部に改めるほか、金融機関資金審議会を昭和三十八年三月三十一日まで存置しよろとするものであつて、その措置は妥当と認める。

四

占領期間中における連合国軍等の行為等による被害者等については、本法による支給額の程度をもつても、必ずしも十分なものとは認め難い。よつて政府は、各種給付金の額について更に検討するとともに、本法の運用にあたつては、被害者等の立場を十分に尊重し、事務処理上遺漏なきを期せられたい。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、農林中央金庫の運営員の選任方法を改め、業務の運営に関する重要事項を審議する機関として新に審議委員の制度を設け、業務に関する監督規定を整備する等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に關し、特に費用を要しない。

要領書

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

審査報告書

農業信用基金協会法案

昭和三十六年十月二十四日

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

四

一、委員会の決定の理由  
本法施行に關する経費は、別にこの法律案は、農業經營に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資機関が、農業者等に貸し付ける農業近代化資金等の貸付金の債務の保証を行なら組織として、農業信用基金協会を設立することができるところとし、その業務、組織、管理等について規定するものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行に關し、特に費用を要しない。

要領書

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

農業信用基金協会法案

昭和三十六年十月二十四日

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

四

一、委員会の決定の理由  
本法施行に關する経費は、別に提案されている「農業近代化資金助成法案及び「農業近代化助成資金の設置に関する法律案」の施行に要する経費とともに三十五億三百九十万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

二、費用

本法施行に關する経費は、別に本法施行に關する経費は、別に提案されている「農業近代化資金助成法案及び「農業近代化助成資金の設置に関する法律案」の施行に要する経費とともに三十五億三百九十万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

要領書

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

農業信用基金協会法案

昭和三十六年十月二十四日

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

四

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、地方公務員の給与改定及び生活保護基準の引上げに要する経費を昭和三十六年度一般交付税の額の算定に用いる基本財政需要額について特例を設けるものであつて、その措置はおおむね妥当なものと認められる。

二、費用

本法律案は、地方公務員の給与改定及び生活保護基準の引上げに要する経費を昭和三十六年度一般交付税の額の算定に用いる基本財政需要額について特例を設けるものであつて、その措置は妥当と認められる。

要領書

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

農業信用基金協会法案

昭和三十六年十月二十四日

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

四

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における外貿易の実情にかえりみ、主税局税関部を関税局とともに、附屬機関として、財務研修所及び会計事務職員研修所を設置し、印刷

法律案  
農林中央金庫法の一部を改正する  
法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

農業信用基金協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

農業信用基金協会法案

昭和三十六年十月二十四日

農林水産 仲原 善一

参議院議長松野鶴平殿

四

## 附帶決議

政府は、日本中央競馬会をして、日本中央競馬会がこの法律により納付義務の免除を受けて建設又は整備をした施設又は設備について、次のとおり遺憾なく指導すべきである。

一、経理を区分し、これが維持管理を他と厳密に区分して適正に行なわしめること。  
二、オリンピック東京大会終了後は馬術のみならず国民の体位向上のため広く役立たせること。

右決議する。

## 審査報告書

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

大蔵委員長 大竹平八郎

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、北方地域の施政について存する特殊事情及びこれに基づいて北方地域旧漁業権者の置かれている特殊な地位等にかんがみ、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業の經營とその生活の安定をはかり、あわせて北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するため、北方地域旧漁業権者等に対し低利の資金の融通を行なうことを主たる業務とする北方協会を設立し、これに対し国が所要資金を交付しようとするものであつて、適當な措置と認める。

二、費用  
本法施行のため別に費用を要し

ないが、國は十億円の交付国債を発行する。

## 〔第十三号参照〕

## 審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十八日

参議院議長 松野鶴平殿 委員長 農林水産 仲原 善一

## 審査報告書

この法律案は、農業災害補償制度の抜本的改正が意図されているので、本法がその改訂期に当つている農作物の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率の改訂を、昭和三十六年度は行なわないことにしよるとするものであつて、妥当と認められる。

一、委員会の決定の理由  
本法の施行に当つて特に費用を要しない。

## 〔第十四号参照〕

## 審査報告書

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

参議院議長 松野鶴平殿 別委員長 一松 定吉

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

参議院議長 松野鶴平殿 别委員長 一松 定吉

## 置と認める。

## 二、費用

この法律施行に要する経費としては、その額は未定であるが、昭和三十六年度は、一般会計予算補正から

北米濃地震による災害を受けた公共施設等の災害復旧等に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

参議院議長 松野鶴平殿 别委員長 一松 定吉

## 審査報告書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十六年五月及び十月の水害を受けた公営土木施設の災害復旧事業並びに再度灾害防止のための災害関連事業を促進するため、その事業費に対する国の負担率等について特別の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月及び十月の水害害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共團体の起債の特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月及び十月の水害害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共團体の起債の特例等に関する法律案

## 審査報告書

この法律施行に要する経費は、その額は未定であるが、昭和三十六年度は、一般会計予算補正から

支拂われることになつてゐる。

二、費用  
この法律施行に要する経費は、

同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共團体の起債の特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月及び十月の水害害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共團体の起債の特例等に関する法律案

## 審査報告書

この法律施行に要する経費は、その額は未定であるが、昭和三十六年度は、一般会計予算補正から

支拂われることになつてゐる。

二、費用  
この法律施行に要する経費は、

同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共團体の起債の特例等に関する法律案

## 審査報告書

この法律施行に要する絏費は、

同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共團体の起債の特例等に関する法律案

## 審査報告書

この法律施行に要する絏費は、

同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共團体の起債の特例等に関する法律案

## 審査報告書

この法律施行に要する絏費は、

同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共團体の起債の特例等に関する法律案

## 審査報告書



要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費についての国庫の負担率等の特例を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用  
この法律施行のための経費は、その額は未定である。

審査報告書  
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案  
昭和三十六年九月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた者をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

この法律施行に要する経費は、その額は未定である。

審査報告書  
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案  
昭和三十六年九月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた者をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書  
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する法律

する国の貸付けの特例に関する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に対する貸付金の返済を改定する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に対する貸付金の返済を改定する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害に対する貸付金の返済を改定する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法に特例を設け、災害融資に係る額を別建てとし、その保険の填補率の引上げ及び保険率の引下げを行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に対する貸付金の返済を改定する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に対する貸付金の返済を改定する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に対する貸付金の返済を改定する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法に特例を設け、災害融資に係る額を別建てとし、その保険の填補率の引上げ及び保険率の引下げを行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害に対する母子福祉資金に関する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害に対する母子福祉資金に関する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害に対する母子福祉資金に関する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
別委員長 一松 定吉  
参議院議長 松野鶴平殿

て承認を求める件  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
外務委員長 近藤 鶴代  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年十月三十一日  
外務委員長 近藤 鶴代  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書  
昭和三十六年十月三十一日  
外務委員長 近藤 鶴代  
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書  
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本との譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について

審査報告書  
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本との譲

の締結について

結について承認を求めるの件  
右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

外務委員長 近藤 鶴代  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

### 一、委員会の決定の理由

この文書は、わが国のガット譲許表のうち、米国を原交渉国とする一部品目について、その譲許税率を修正又は撤回するため、米国と交渉を行なつた結果を記載したもので、大豆、工作機械等二十四品目の譲許税率を引上げ又は撤回するとともに、代償として十九品目について新たに譲許を提供している。これによりわが国のガット譲許表は、最近の経済事情の変化が加えられるので妥当な措置と認められた。

### 二、費用

別に費用を要しないが、この文書に基づく譲許税率の引上げ及び輸入増加による関税の増収分として、昭和三十六年度予算において約七億円の歳入増が見込まれていった。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本國の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

外務委員長 近藤 鶴代  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

日本國とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

この文書は、わが国のガット譲許表のうち、ドイツを原交渉国とする一部品目について、その譲許税率を修正又は撤回するため、ドイツと交渉を行なつた結果を記載したもので、一部の乗用車について譲許を撤回し、十一品目の工作機械について譲許税率を引き上げるとともに、代償として十二品目について譲許を提供している。これにより、わが国のガット譲許表は、最近の経済事情の変化特に貿易自由化に即応した変更が加えられるので、妥当な措置と認めた。

### 二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本國とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

外務委員長 近藤 鶴代  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

日本國とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

昭和三十六年十月三十一日

一、日本放送協会昭和三十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

2、費用

別に費用を要しない。

約の締結により日比間の通商関係は安定した基礎の上におかれることとなり、その円滑な発展が期待されるので妥当な措置と認めた。

一、委員会の決定の理由

この文書は、わが国のガット譲許表のうち、ドイツを原交渉国とする一部品目について、その譲許税率を修正又は撤回するため、ドイツと交渉を行なつた結果を記載したもので、一部の乗用車について譲許を撤回し、十一品目の工作機械について譲許税率を引き上げるとともに、代償として十二品目について譲許を提供している。これにより、わが国のガット譲許表は、最近の経済事情の変化特に貿易自由化に即応した変更が加えられるので、妥当な措置と認めた。

一、委員会の決定の理由

この文書は、わが国のガット譲許表のうち、ドイツを原交渉国とする一部品目について、その譲許税率を修正又は撤回するため、ドイツと交渉を行なつた結果を記載したもので、一部の乗用車について譲許を撤回し、十一品目の工作機械について譲許税率を引き上げるとともに、代償として十二品目について譲許を提供している。これにより、わが国のガット譲許表は、最近の経済事情の変化特に貿易自由化に即応した変更が加えられるので、妥当な措置と認めた。

一、日本放送協会昭和三十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

1 資産

2 負債

昭和三十五年三月三十一日における資産総額は百九十九億九千三百五十八万五千円である。これを昭和三十三年度末の資産総額百五十三億七千二十九万九千円に比較すると四十六億二千三百二十八万六千円の増加となつてある。

一、災害対策基本法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

1 資産

2 負債

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて報告する。

2、本件を審査した結果

異議がない。

3 ラジオ関係差引剰余 二億千五百五十万五千円

4 テレビジョン関係差引剰余二十六億三千九百十四万四千円

5 資産及び負債並びに損益

6 ラジオ関係差引剰余 二億千五百五十万五千円

7 テレビジョン関係差引剰余二十六億三千九百十四万四千円

8 資産及び負債並びに損益

一、委員会の決定の理由

本法律案は、わが国における災害発生の状況と災害対策の重要性にかんがみ、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に關し、中央防災會議及び地方防災會議等の組織を設けることにより、國、地方公共団体、その他の公共機關を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災基本計画その他の諸計画を作成実施すること。

二、費用

本法施行に要する経費は、未だ予算に計上されるに至っていない。

3 損益

昭和三十五年三月三十一日における負債総額は百五十三億二千五百五十四万九千円であつて、これを昭和三十三年度末の負債総額九十六億一千七百三十六万円に比較すると十八億八千五百十九万円の増加となつてある。

一、委員会の決定の理由

この条約は、日比両国が入国、滞在、出訴権、財産権、内国課税、事業及び職業活動、為替管理、輸出入制限、関税、海運等の事項について最惠国待遇を相互に許すことを定めたもので、この条

一、委員会の決定の理由

この条約は、日比両国が入国、滞在、出訴権、財産権、内国課税、事業及び職業活動、為替管理、輸出入制限、関税、海運等の事項について最惠国待遇を相互に許すことを定めたもので、この条

一、委員会の決定の理由

本法律案は、わが国における災害発生の状況と災害対策の重要性にかんがみ、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に關し、中央防災會議及び地方防災會議等の組織を設けることにより、國、地方公共団体、その他の公共機關を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災基本計画その他の諸計画を作成実施すること。

二、この法律を実施するに當り、中央、地方の諸機関における必要な定員並びに財源を確保すること。

三、政府は激甚災害に関する恒久立法を次期国会に提案し、激甚災害への措置に万全を期すると共に現行の災害関係諸法令を整備補助率についても再検討すること。

四、気象観測の重要性に鑑み、気象業務に關する施設組織の整備拡充に画期的な措置を講ずること。

八

五、災害対策については特に国民生活の安定と民間施設の復旧に努め、被災者援護の万全を期すること。右決議する。

#### 審査報告書

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
建設委員長 後藤 義隆

参議院議長 松野鶴平殿

#### 一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い、用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって、水資源開発基本計画を決定して、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図るための事業の実施を推進するよう必要な措置をとろうとするものであつて、大体において妥当なものであると認められるが、水資源開発水系の指定または水資源開発基本計画等の決定または実施にあたつて遺憾なきを期するため別紙の通り附帯決議を行なつた。

#### 二、費用

この法律施行のため必要とする経費は、約二百万円である。

#### 附帯決議

政府は、水資源開発促進法及び水資源開発公團法の施行に当つては、次の諸点を考慮し、実施に遺憾なきを期すべきである。

#### 一、水資源開発水系の指定または水

資源開発基本計画、事業実施方針若しくは管理方針の決定にあたつて関係都道府県知事の意見を聞く場合においては、河川法による地方行政庁の許可権の存在を確認し、十分な了解のもとにこれを行なうこと。

二、公團の運営については、工業、農業、上水等各種用水の間の調整並びに費用負担について十分なる配慮をするとともに、施設の新築、改築等に際し、既得水利権は侵害しないこと。

三、水資源開発計画にもとづく事業の実施にあたつては、予めこれにより損失を受ける者に対する公平かつ適正な補償基準を定めること。

四、愛知用水公團の事業は水資源開発公團の発足のち可及的すみやかにこれを統合すること。

右決議する。

#### 水資源開発公團法案

#### 審査報告書

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
建設委員長 後藤 義隆

参議院議長 松野鶴平殿

#### 一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い、用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって、水資源開発基本計画を決定して、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図るための事業の実施を推進するよう必要な措置をとろうと告する。

水資源開発水系の指定または水資源開発基本計画等の決定または実施にあたつて遺憾なきを期するため別紙の通り附帯決議を行なつた。

#### 要領書

昭和三十六年十月三十一日  
建設委員長 後藤 義隆

参議院議長 松野鶴平殿

右全会一致をもつて可決すべきもの

#### 審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきもの

いて規定しようとするものであつて大体において妥当なものであると認めるが、事業実施方針若しくは管理方針の決定又は実施等にあたつて遺憾なきを期するため別紙の通り附帯決議を行なつた。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、最近における宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出により災害発生の実情にかかる著しい市街地又は市街地となるうとする土地の区域内において宅地造成工事規制区域を指定して、当該区域内における宅地造成に関する工事等について、灾害防

止のため必要とする規制及び宅地の保全等のため必要な措置をとろうとするものであつて大体において妥当なものであると認めるが、実施の万全を期するため別紙の通り附帯決議を行なつた。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

対し、融資等の特別措置を講ずること。

四、指定区域内の工事の規制等によつて指定区域に隣接せる地域に對し悪影響をきたさないよう最善の措置をなすこと。

四、指定区域内の工事の規制等によつて指定区域に隣接せる地域に對し悪影響をきたさないよう最善の措置をなすこと。

右決議する。

#### 審査報告書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長 松野鶴平殿

建設委員長 後藤 義隆

#### 要領書

九

冷特別地域の道路交通の現状にかんがみ、適當なる予算措置によつてその実施の促進を計ること。

## 審査報告書

国土開発総貫自動車道建設法の一  
部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

建設委員長 後藤 義隆  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国土を総貫する高速自動車交通網を整備し、かつ北陸地方の開発を強力に推進するため、北陸自動車道を開設しようとするものであつておおむね、妥当なものであると認める。

## 二、費用

この法律施行のため特段に費用を要しない。

## 官報(号外)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高等学校の通信教育を通信制課程として独立せしめるとともに、新たに広域の通信制課程を実施できることとし、ま

た、文部大臣の指定した技能教育施設における学習を当該校長が定期的に行なうたかめていることと、就学義務規定などを整備するもので、おおむね妥当な措置と認めた。

## 二、費用

特に必要としない。

審査報告書  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

文教委員長 平林 剛  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高等学校の教育水準の維持向上に資する目的をもつて、公立の高等学校の設置、学校の適正配置、規模、学級編制及び教職員定数の標準等について必要な事項を規定することをその内容とするものであり、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

## 二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書  
学校教育法等の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

文教委員長 平林 剛  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高等学校の通信教育を通信制課程として独立せしめるとともに、新たに広域の通信制課程を実施できることとし、また、要領書を下回ら

ないよう措置すること。  
一、高等学校教育の現状が準義務制的性格をたかめていることと、教育の機会均等の原則とにかんがみ、本法の施行により、現存の定期制分校の統廃合を促すことなど、いように留意することとともに、市町村が高等学校を新設することについての制限は実情に即して行なうこと。

一、養護教諭、養護助教諭、実習助手及び事務職員の数は現在過少につき、将来さらに増員充実の措置を講ずること。  
一、高等学校生徒の急増期間ににおける施設設備の整備は、終戦処理施策の一環として早急に抜本的施策を樹立し、その充実を図り、すし詰教育を極力避けること。

一、教育効果を高めるため、将来高等學校設置基準甲号を指向して努力し、特に農業・工業・水産等の専門課程の教職員の充実を図ること。  
一、私立学校の適正配置に留意するとともに、國の助成を強化して教職員の充実を図り、格差是正に努力すること。

一、私立学校の適正配置に留意するとともに、國の助成を強化して教職員の充実を図り、格差是正に努力すること。

二、本法施行に要する経費として、約九千百万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

## 二、費用

二、本法施行に要する経費として、約九千百万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

二、本法施行に要する経費として、約九千百万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

## 附帯決議

一、一般的な鮮食料品については、中央卸売市場は適正な価格の形成と取引の確保をその機能としているが、最近における国民食生活の変化に伴つて近時需要の著しい伸びを示している加工食料品或は輸入食料品等については定価売りを主としているので、これらについて、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

農林水産 仲原 善一  
委員長

參議院議長 松野鶴平殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中央卸売市場の運営を実施できることとし、また、要領書を下回ら

業問題、仲買人の名称及び地位、類似市場の規制、地方市場の法制化等食料品市場の在り方について根本的な方針を検討確立すべきものである。

二、さし当つて政府は中央卸売市場の開設整備計画の樹立及びその円滑な実施を図るために地方公共団体又は開設者に対する勧告・助成等の措置を定めるとともに、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、卸売業者の兼業の届出及び農林大臣において業務等に関し改善措置を講ぜしめるみちを開く等卸売業者に関する規定を整備し、あわせて中央卸売市場法の施行に関する重要な事項を調査審議するため農林省に中央卸売市場審議会を設置する等について規定したものであつて、妥当の措置と認められる。

二、さし当つて政府は中央卸売市場の開設整備計画の樹立及び金融的措置を拡充すること。

(一) 卸売業者の公共性を確保するための措置に遺漏ながらしめるところ。

(二) 農業協同組合等生産者団体の共販体制を育成強化すること。

(三) 農業協同組合等生産者団体の根柢的な方針を検討確立すべきものである。

つて、妥当と認められる。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

## 一、費用

本法施行のための経費は、從来、政府が酪農振興基金へ出資して五億円のほか、新たに、政府から事業団への出資五億円、その他畜産物価格審議会等の経費として約八十万円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

## 附帯決議

一、政府は、この法律の運用に当つて、次の事項について遺憾なく措置すること。

(一) この法律の対象となつている

原料乳、指定乳製品及び指定食肉等の生産費の調査を完全ならしめること。

(二) この法律第六条に基づく生産者団体における指定乳製品の調整及び指定食肉の調整保管等自主調整を円滑にするため、農業協同組合、農業協同組合連合会その他適格者のこれが実施に必要な施設の整備を図ること。

(三) 生産者団体の自主調整を図ること。

ならしめるため、事業団における指定乳製品及び指定食肉の買入数量については無制限とし、これがため必要な金融的及び財政的措置を充分にするこど。

(四) 事業団における指定乳製品及び指定食肉の買入れ、売渡し及び輸入等の業務の運営については特に生産者団体の意向を充分に反映せしめること。

(五) 事業団が生産者団体の自主調整を行なえるよう所要の

助成措置を講ずること。

(内) 生産者団体による調整生産に当り原料乳が特に遠距離から集送されたものについては、これが輸送等に助成の措置を講ずること。

(六) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等における生乳及び主要畜産物の共販体制の確立を促し、これがため必要な諸施設の整備を図ること。

## 八 指定乳製品及び指定食肉の輸入について

事業団に対する外貨割当によりこれを活用し、差益金の生じた場合は、これを安定資金等に繰り入れる措置を講ずること。

## 二、 政府は、この法律に基づく原料乳の価格安定措置に加え、速かに学校給食における牛乳給食事業の助成の拡充その他飲用牛乳の消費の促進等の措置により飲用牛乳地域における乳価の安定対策を確立すること。

この法律第六条に基づく生産者団体における指定乳製品の調整及び指定食肉の調整保管等の自主調整を円滑にするため、農業協同組合、農業協同組合連合会その他適格者のこれが実施に必要な施設の整備を図ること。

大豆などなれども交付金暫定措置法右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

農林水産 仲原 譲一  
委員長

参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

この法律案は、大豆の輸入事情の変化が国内産の大豆及びなれども生産の確保と農家所得の安定

とに資するため、国内産の大豆及びなれどもに、農林大臣の承認を受けた調整販売計画等に従つて販売事業を行なう生産者団体等を規定したものであつて、妥当の措置を講ずるとともに、農産物価格安定法の適用を除外する等を規定したものであつて、妥当の措置を講ずること。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

## 二、費用

この法律施行のための経費として約十六億四千万円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

## 附帯決議

政府は、本法の運用に当り、特に次の事項について遺憾なく措置すること。

(一) 交付金の予算は、この法律による措置が所期する成果を充分に達成できるようこれを確保すること。

(二) 基準価格の算定の基礎となる政府で定める一定期間は、この法律の目的に合致する正常な価格が充分反映するよう措置すること。

(三) 各生産者に対する交付金の交付を迅速確実ならしめるよう適切な措置を講ずること。

(四) 生産者に対し基準価格に基づく概算払等を行なわしめること。

なお、三十六年産の大豆の集荷業者に対しては届出等の措置を講ずること。

(五) 各生産者団体等をして生産者に対する基準価格に基づく概算払等を行なわしめること。

昭和三十六年十月三十一日

農林水産 仲原 譲一  
委員長

参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

この法律案は、大豆の輸入事情の変化が国内産の大豆及びなれども生産の確保と農家所得の安定

分考慮し、生産者に対する交付金の交付額が不公平を来たすことのないよう措置すること。

五、生産者団体等の調整販売を効果的ならしめるため登録集荷業者に対する生産者の売渡委託の期日を予め明定すること。

## 右決議する。

## 審査報告書

白作農維持創設資金金融通法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

農林水産 仲原 譲一  
委員長

参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十六年度に限り、北海道内の農業者に貸付付ける自作農維持創設資金の貸付条件を緩和しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行に当つては、特に経費を要しない。

昭和三十六年十月三十一日

農林水産 大竹平八郎  
委員長

参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

この法律案は、大豆の輸入事情の変化が国内産の大豆及びなれども生産の確保と農家所得の安定

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業経営の近代化のために必要な長期かつ低利の施設資金の融通の円滑化を図るために、当該資金の融通につき都道府県が利子補給を行なうのに要する経費を補助するための財源措置として、政府の一般会計に農業近代化助成資金を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行のため、昭和三十六年度一般会計予算に農業近代化助成資金へ繰り入れるため必要な経費として三十億円、農業近代化利子補給補助金として一億七千万円が計上されている。

## 二、費用

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

農林水産 大竹平八郎  
委員長

参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は日本輸出入銀行の業務の円滑化をはかるため、産業投資特別会計から八十億円を出資し、同行の資本金七百三億円を七百八十三億円に増加しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、昭和三十六年度特別会計予算補正(特第2号)中の産業投資特別会計に八十億円の出資金が計上されている。

昭和三十六年十月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

この法律案は、大豆の輸入事情の変化が国内産の大豆及びなれども生産の確保と農家所得の安定

## 審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は木材価格安定対策の一環として、山林の伐採の促進に資するため、昭和三十六年分及び昭和三十七年分の山林所得につき所得税の軽減措置を講ずることとし、あわせて輸出実績の伸長した者について輸出所得の特別控除制度の簡素化及び特別償却制度の創設を行なうとともに、産炭地域において取得する工業用機械等につき特別償却を認めることとする等の措置をしようとするものであつた。

二、費用  
本法施行に伴う租税の減収見込額は本年度約十二億円である。

附帯決議  
政府は森林造成の長期性にかんがみ、国民生活に重大な関係を有する森林の木材供給力を増大し、国土の保全と治山治水の機能を一層強化し、伐採に伴う跡地造林の万全を期するため造林補助金の増額、低利かつ長期造林融資枠の大枠拡大を計るとともに、森林開発のための林道助成の促進、ならびに林業の恒久対策としての税制的根本的改正ならびに林業

## 金融制度の拡充につき速やかに検討し、その実現を計るべきである。

右決議する。

## 4 保険料、年金額、給付要件、受給対象等すべての面において

社会保障の精神に従つて改善すること。

年金福祉事業団法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
委員長 社会労働 谷口弥三郎

参議院議長松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国民年金制度を実施した結果、特に手直しを必要とする事項及び現段階において実施可能と思われる事項等をとり入れ、国民年金制度の改正を行なおうとするもので妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用  
本法律施行のため、昭和三十六年度において二十四億二千八百五十五千円を要する。

附帯決議  
政府は国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につきすみやかに検討すべきである。  
1 各年金の年金額を大幅に引き上げること。  
2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げるのこと。  
3 福祉年金の給付制限を緩和すること。

## 運営の円滑をはかるため、関係者をもつて組織する運営協議会のことをものを設置するより措置すべきである。

四、年金積立金については、その特徴に即した運用をはかるため、勘定を設けるよう努めるべきである。

## 審査報告書

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
委員長 社会労働 谷口弥三郎

参議院議長松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切且つ能率的に行なうとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずるため、年金福祉事業団を設立し、その業務の範囲、組織、財務並びに会計及び厚生大臣の監督等を規定したもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用  
本法律施行のため、昭和三十六年度において内科疾患に基づく障害に対しても障害年金、障害福祉年金を支給すること。

附帯決議  
政府は国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につきすみやかに検討すべきである。  
6 年金加入前の身体障害については、広く社会福祉施策の全体系のうちでその保障を確保するみちを考究すること。  
7 年金加入前の身体障害については、広く社会福祉施策の全体系のうちでその保障を確保するみちを考究すること。

## 審査報告書

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
委員長 社会労働 谷口弥三郎

参議院議長松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、父母の離婚、父の死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合及び父母のないため義務教育終了前の児童を、その他の者が養育している場合に児童扶養手当を支給することによって、児童の福祉の増進を図らうとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用  
本法律施行のため、昭和三十六年度において七千九百万円を要する。

附帯決議  
一、政府は、年金福祉事業団の資金をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

## 運営の円滑をはかるため、関係者をもつて組織する運営協議会のことをものを設置するより措置すべきである。

四、年金積立金については、その特徴に即した運用をはかるため、勘定を設けるよう努めるべきである。

## 審査報告書

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は木材価格安定対策の一環として、山林の伐採の促進に資するため、昭和三十六年分及び昭和三十七年分の山林所得につき所得税の軽減措置を講ずることとし、あわせて輸出実績の伸長した者について輸出所得の特別控除制度の簡素化及び特別償却制度の創設を行なうとともに、産炭地域において取得する工業用機械等につき特別償却を認めることとする等の措置をしようとするものであつた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用  
本法施行に伴う租税の減収見込額は本年度約十二億円である。

附帯決議  
政府は森林造成の長期性にかんがみ、国民生活に重大な関係を有する森林の木材供給力を増大し、国土の保全と治山治水の機能を一層強化し、伐採に伴う跡地造林の万全を期するため造林補助金の増額、低利かつ長期間造林融資枠の大枠拡大を計るとともに、森林開発のための林道助成の促進、ならびに林業の恒久対策としての税制的根本的改正ならびに林業

ては、その原因のいかんを問わず、父と生計を同じくしていないすべての児童を対象として、児童扶養手当を支給するよう措置すること。

一、政府は、児童手当又は、家族手当につき世界各国が施行している現状を検討し、社会保障のたてまえに立つて実施するよう努力すべきである。

右決議する。

## 審査報告書

通算年金通則法案  
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、各公的年金制度において、通算老齢年金又は、通算退職年金を支給することとしたため、公的年金各法の一部を改正しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、各公的年金制度において、その制度における本来の老齢年金又は、退職年金を受けるに必要な資格期間を満たしていない場合においても、各制度の加入期間を通算すれば、一定の要件に該当する者に対して、それぞれの年金を支給することとし、国民が老齢又は、退職に際し、あまねく年金を受けられる途を開こうとするもので妥当な措置と認める。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、中央社会保険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を改め、その円滑な運営を期そうとするもので妥当な措置と認められる。

二、費用  
本法律施行のため、別に経費を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、昭和二十年八月十五日以前に外地において、その地の制度によつて、医師又は歯科医師の免許を受けた者に対する特別措置法案に該当する者に対し、医師の免許を受けた者に対し、医師と同様の特例措置を昭和三十七年十二月三十一日まで認め、医師又は歯科医師となるための道を与えようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案に該当する者に対し、医師と同様の特例措置を昭和三十六年十月三十一日まで認め、医師又は歯科医師となるための道を与えようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

審査報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、各公的年金制度において、通算老齢年金又は、通算退職年金を支給することとしたため、公的年金各法の一部を改正しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用  
本法律施行のため別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、中央社会保険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を改め、その円滑な運営を期そうとするもので妥当な措置と認められる。

二、費用  
本法律施行のため、別に経費を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、昭和二十年八月十五日以前に外地において、その地の制度によつて、医師又は歯科医師の免許を受けた者に対する特別措置法案に該当する者に対し、医師と同様の特例措置を昭和三十七年十二月三十一日まで認め、将来の希望を持たせようとするもので妥当な措置と認められる。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案に該当する者に対し、医師と同様の特例措置を昭和三十六年十月三十一日まで認め、医師又は歯科医師となるための道を与えようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

審査報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、環境衛生同業組合等に出資組合の制度を設けるとともに、組合員以外の者に対する事業活動についての規制措置として勧告制度を新設する等の措置により、環境衛生関係営業者の事業の活発な進展を図り、且つ、環境衛生の向上を確保しようとするとして妥当な措置と認める。

二、費用  
本法律施行のため別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、中央社会保険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を改め、その円滑な運営を期そうとするもので妥当な措置と認められる。

二、費用  
本法律施行のため、別に経費を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、昭和二十年八月十五日以前に外地において、その地の制度によつて、医師又は歯科医師の免許を受けた者に対する特別措置法案に該当する者に対し、医師と同様の特例措置を昭和三十七年十二月三十一日まで認め、将来の希望を持たせようとするもので妥当な措置と認められる。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案に該当する者に対し、医師と同様の特例措置を昭和三十六年十月三十一日まで認め、医師又は歯科医師となるための道を与えようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

審査報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、環境衛生同業組合等に出資組合の制度を設けるとともに、組合員以外の者に対する事業活動についての規制措置として勧告制度を新設する等の措置により、環境衛生関係営業者の事業の活発な進展を図り、且つ、環境衛生の向上を確保しようとするとして妥当な措置と認める。

二、費用  
本法律施行のため別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、中央社会保険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を改め、その円滑な運営を期そうとするもので妥当な措置と認められる。

二、費用  
本法律施行のため、別に経費を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、昭和二十年八月十五日以前に外地において、その地の制度によつて、医師又は歯科医師の免許を受けた者に対する特別措置法案に該当する者に対し、医師と同様の特例措置を昭和三十七年十二月三十一日まで認め、将来の希望を持たせようとするもので妥当な措置と認められる。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案に該当する者に対し、医師と同様の特例措置を昭和三十六年十月三十一日まで認め、医師又は歯科医師となるための道を与えようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎

審査報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案  
昭和三十六年十月三十一日  
社会労働委員長 谷口弥三郎



石油エネルギー対策の樹立にあつては、国産エネルギー源を安定供給源として重視する方針を堅持し、輸入エネルギー源については、長期の見透しを慎重に検討するとともに石油市場特に石油市価の安定について確固たる措置を講すべきである。以上の観点に立つて、政府は当面せる次の諸問題につき、速やかに強力かつ適切な措置を講すべきであら。

### 一、石炭産業の近代化、合理化と資金の大幅確保

石炭産業の近代化、合理化をより一層強力に推進するため、予算措置及び財政投融資の大幅増枠、市中金融の円滑化等を通じて必要な資金の確保につき遺憾なきを期すること。又中小炭鉱については特に配慮すること。

### 二、流通合理化対策

流通経費の節減を図るために、鉄運賃の負担の軽減、石炭専用船の建造、発着地荷役設備の機械化、共同貯炭、共同荷役の推進、規格充炭の実施など、有効適切な措置を講すること。

### 三、雇用の安定的確保

(1) 政府は、石炭産業の安定政策を強力に実施すると共に、労働者の生活と雇用の安定について最大の努力を払い、転換職場といふよう指導を行なうこと。

### 七、地方自治体への財政措置

石炭産業の危機にともならぬ市町

の安定をはかるために、速やかに最低賃金制を確立すること。

(3) 炭鉱災害を防止するため、鉱山保安の監督を強化し、保安確保の万全を期すこと。

### 四、離職者対策

(1) 離職者雇用促進のために、住宅、移住資金の確保、職業紹介、職業訓練の拡充強化等の諸施策を行ない、再就職に当たつては、中、高年齢層の雇用促進と収入を保証するため、雇用保証制度等の創設を講ずること。

(2) 離職者の生活安定のため、職業訓練手当の増額、訓練中の別居手当の支給、技能習得費と失業保険との併給、訓練終了者に対する就職待機のための保証等の措置を講ずること。

### (3) 厚生年金の給付、労災補償の改善等については速やかに検討すること。

### 五、需要確保対策

石炭需要の安定的確保を図るために、電力、鉄鋼等関連業界のより積極的な協力を求めるとともに、産炭地及び揚地に火力発電所を建設して、火力用炭を大幅に確保すること。なお、政府、地方自治体及び石炭関係者は協力して石炭の安定供給の確保に遺憾なきを期すこと。

### 六、産炭地の振興

産炭地域を振興するために、必要な土地及び水資源の確保、産業道路の開発等、産業立地条件の整備、雇用の増大に資する諸事業の経営及びこれらに対する投資、その他他の助成等の施策を実施すること。

### 七、石炭産業の危機にともならぬ市町

現下の石炭鉱業の危機は、わが国に、産炭地域振興対策に必要な経費として調査費三千万円が計上されている。

### 附帯決議

昭和三十六年度一般会計予算に、産炭地域振興対策に必要な経費として調査費三千万円が計上されることは。

村税の減収を補填する措置を講ずるとともに、失業対策業務及び社会保障費の地方負担分について、特に緊急なものは年度内にその実施を図るよう措置すること。

### 審査報告書

#### 産炭地域振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月三十一日

商工委員長 山本 米治

参議院議長 松野鶴平殿

### 一、委員会の決定の理由

本法案は、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図るために、産炭地域の振興に関する基本計画及び実施計画を定めるとともに、その実施を円滑にするための助成等を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

### 二、費用

昭和三十六年度一般会計予算に、産炭地域振興対策に必要な経費として調査費三千万円が計上されることは。

### 附帯決議

現下の石炭鉱業の前途に測り知れない暗影を投じているのみならず、重大な社会問題を醸成しつつある。

### 七、石炭産業の危機にともならぬ市町

昭和三十六年度一般会計予算に、産炭地域振興対策に必要な経費として調査費三千万円が計上されることは。

### 附帯決議

現下の石炭鉱業の前途に測り知れない暗影を投じているのみならず、重大な社会問題を醸成しつつある。

よつてこの際、この危機を開拓するため、政府は速やかに総合エネルギー対策を確立し、エネルギー全体のうちに占める石炭の地位を明確に位置づけること。

政府は前各項の諸対策を速やかに行なうため、これに必要な法的措置及び予算措置を講ずることとし、特に緊急なものは年度内にその実施を図るよう措置すること。

### 三、雇用の安定的確保

(1) 政府は、石炭産業の安定政策を強力に実施すると共に、労働者の生活と雇用の安定について最大の努力を払い、転換職場といふよ

う指導を行なうこと。

(2) 炭鉱労働者の生活と石炭産業の安定をはかるために、速やかに最低賃金制を確立すること。

(3) 炭鉱災害を防止するため、鉱山保安の監督を強化し、保安確保の万全を期すること。

### 四、離職者対策

(1) 離職者雇用促進のために、住宅、移住資金の確保、職業紹介、職業訓練の拡充強化等の諸施策を行ない、再就職に当つては、中、高年齢層の雇用促進と収入を保証するため、雇用保証制度等の創設を講ずること。

(2) 離職者の生活安定のため、職業訓練手当の増額、訓練中の別居手当の支給、技能習得費と失業保険との併給、訓練終了者に対する就職待機のための保証等の措置を講ずること。

### (3) 厚生年金の給付、労災補償の改善等については速やかに検討すること。

### 五、需要確保対策

石炭需要の安定的確保を図るために、電力、鉄鋼等関連業界のより積極的な協力を求めるとともに、産炭地及び揚地に火力発電所を建設して、火力用炭を大幅に確保すること。

以上の中、石炭産業の近代化、合理化をより一層強力に推進するため、予算措置及び財政投融資の大幅増枠、市中金融の円滑化等を通じて必要な資金の確保につき遺憾なきを期す

とする。又中小炭鉱については特に配慮すること。

### 六、流通合理化対策

流通経費の節減を図るために、鉄運賃の負担の軽減、石炭専用船の建造、発着地荷役設備の機械化

の建設、共同貯炭、共同荷役の推進、規格充炭の実施など、有効適切な措置を講ずること。

### 七、地方自治体への財政措置

石炭産業の前途に測り知れない暗影を投じているのみならず、重大な社会問題を醸成しつつある。

### 附帯決議

昭和三十六年度一般会計予算に、産炭地域振興対策に必要な経費として調査費三千万円が計上されることは。

### 附帯決議

現下の石炭鉱業の前途に測り知れない暗影を投じているのみならず、重大な社会問題を醸成しつつある。

### 附帯決議

現下の石炭鉱業の前途に測り知れない暗影を投じているのみならず、重大な社会問題を醸成しつつある。

なお、政府、地方自治体及び石炭関係者は協力して石炭の安定供



て確固たる措置を講すべきである。  
以上の觀点に立つて、政府は当面  
せる次の諸問題につき、速やかに強  
力かつ適切な措置を講すべきであ  
る。

一、石炭産業の近代化、合理化と資  
金の大幅確保

石炭産業の近代化、合理化をよ  
り一層強力に推進するため、予算  
措置及び財政投融資の大幅増枠、  
市中金融の円滑化等を通じて必要  
資金の確保につき遺憾なきを期す  
こと。又中小炭鉱については特  
に配慮すること。

二、石炭産業の抜本的対策と  
開発、採炭等の機械化による生産  
体制の集約化等の措置を講ずること。  
三、流通合理化対策

して、鉱区の調整、未開発炭田の  
開発、採炭等の機械化による生産  
体制の集約化等の措置を講ずること。  
なお、石炭産業の抜本的対策と  
開発、採炭等の機械化による生産  
体制の集約化等の措置を講ずること。  
四、雇用の安定的確保

(1) 政府は、石炭産業の安定政策  
を強力に実施すると共に、労働  
者の生活と雇用の安定について  
最大の努力を払い、転職場と  
生活保障のない合理化とならな  
いよう指導を行なうこと。  
(2) 炭鉱労働者の生活と石炭産業  
の安定をはかるために、速やか  
に最低賃金制を確立すること。  
(3) 炭鉱災害を防止するため、鉱  
山保安の監督を強化し、保安確  
保の万全を期すこと。

四、離職者対策

- (1) 離職者雇用促進のために、住  
宅、移住資金の確保、職業紹介、  
職業訓練の拡充強化等の諸施策  
を行ない、再就職に当つては、  
中、高年齢層の雇用促進と收入  
を保護するため、雇用保証制度  
等の創設を講ずること。
- (2) 離職者の生活安定のため、職  
業訓練手当の増額、訓練中の別  
居手当の支給、技能習得費と失  
業保険との併給、訓練終了者に  
に対する就職待機のための保証等  
の措置を講ずること。
- (3) 厚生年金の給付、労災補償の  
改善等については速やかに検討  
すること。

## 五、需要確保対策

石炭需要の安定的確保を図るた  
め、電力、鉄鋼等関連業界のより  
積極的な協力を求めるとともに、  
産炭地及び揚げ地に火力発電所を建  
設して、火力用炭を大幅に確保す  
ること。

なお、政府、地方自治体及び石  
炭関係者は協力して石炭の安定供  
給の確保に遺憾なきを期すること。

## 六、産炭地の振興

産炭地域を振興するために、必  
要な土地及び水資源の確保、産業  
道路の開発等産業立地条件の整  
備、雇用の増大に資する諸事業の  
経営及びこれらに對する投資、そ  
の他の助成等の施策を実施すること。  
七、地方自治体への財政措置

石炭産業の危機にともならず市町  
村税の減収を補填する措置を講ず  
るとともに、失業対策業務及び社  
会保障費の地方負担分について、  
財源措置を強化すること。

政府は前各項の諸対策を速やか  
に行なうことを。

に行なうため、これに必要な法的  
措置及び予算措置を講ずることと  
し、特に緊急なものは年度内にそ  
の実施を図るよう措置すること。

## 審査報告書

## 低開發地域工業開発促進法案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて要領書を添え  
て、報告する。

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長松野鶴平殿 山本 米治

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本案案は、低開發地域工業開発  
地区を指定し、その地区内におい  
て新設又は増設した機械及び装置  
等について減価償却の特例を設け  
るとともに、一定の地方税の課税  
免除等をした地方公共団体に対す  
る地方交付税の額の算定について  
特例を設ける等の措置を講じよう  
とするものであつて、地域間にお  
ける經濟的格差の縮小を図り、國  
民經濟の均衡ある發展に資するた  
め、妥當な措置と認めた。

## 二、費用

審査報告書(通信委員会第一号)  
の。

- 一、内閣に送付するを要するも  
の。  
二、議院の會議に付するを要するも  
の。

一、内閣に送付するを要するも  
の。

第一四八三号 福岡市馬出に無集  
配特定郵便局設置の請願

第一〇二〇号 有線放送、電話  
業務用設備相互間接続に関する  
請願

第一六二二号 昭和二十四年以前  
契約の郵便年金支給額増額に  
關する請願

第五一九号 未使用印刷済官製  
はがき払もどしに關する請願

第一〇一八号 水戸、福島両駅  
周観光準急運転に關する請願

第一〇一九号 磐越東線岩羽線建  
設促進に關する請願

第一〇一六号 国鉄会津線に  
ジーゼル準急運行の請願

第一〇二八号 野沢、会津西方  
両駅間鐵道敷設促進に關する  
請願

昭和三十六年十月三十一日  
通信委員長 白井 勇

審査報告書(運輸委員会第一号)  
の。

一、議院の會議に付するを要するも  
の。

昭和三十六年十月三十一日  
運輸委員長 前田佳都男

審査報告書(外務委員会第一号)  
の。

一、内閣に送付するを要するも  
の。

第六号 在日朝鮮人の婦國協定  
延長に關する請願

第四号 国鉄草津線の列車増發  
等に關する請願

参議院議長松野鶴平殿 宮澤 喜一

## 第五号 滋賀県今津町、国鉄近

江塩津駅間鐵道敷設促進に關  
する請願

第二三号 國鉄東海新幹線敷設  
に伴う用地買取費の適正化等  
に關する請願

一、要領書  
委員会の決定の理由  
本法律案は特別職の職員の例に  
より、國會議員の秘書の給料を增  
額するものであつて、妥当な措置  
と認める。

二、費用  
本案案に要する経費は、年間  
約二千九百四万円であつて、本年  
度分については昭和三十六年度補  
正予算に計上すべきである。

審査報告書(通信委員会第一号)  
の。

一、内閣に送付するを要するも  
の。

二、議院の會議に付するを要するも  
の。

三、内閣に送付するを要するも  
の。

第一〇一六号 水戸、福島両駅  
周観光準急運転に關する請願

第一〇一九号 磐越東線岩羽線建  
設促進に關する請願

第一〇一八号 国鉄会津線に  
ジーゼル準急運行の請願

第一〇二八号 野沢、会津西方  
両駅間鐵道敷設促進に關する  
請願

昭和三十六年十月三十一日  
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書(外務委員会第一号)  
の。

一、内閣に送付するを要するも  
の。

第六号 在日朝鮮人の婦國協定  
延長に關する請願

第四〇三号 核爆發実験禁止に  
關する請願

一七



工事費の予算措置適正化に関する請願  
第二八三号、第三三四号、第五六一号 除雪作業費の国庫補助実施に関する請願  
第二八四号、第三二五号 長野県三郷村、上高地間スカラーラン道路建設促進に関する請願  
第三〇一号 傾斜地等における土木工事規制に関する請願  
第三〇八号 産炭地振興計画岡崎伊方ダム建設に関する請願  
第三三三号 滋賀県愛知川総合開発事業促進に関する請願  
第四一五号 昭和三十六年度公共工事費予算の追加補正に関する請願  
第七〇三号、第七〇四号 建設行政における部落解放政策樹立に関する請願  
第九三七号、第一一〇六号 東京都江戸川地区の恒久護岸施設建設促進に関する請願  
昭和三十六年十月三十一日

第一〇二六号、第一〇二七号 地方青果物卸売市場法制定に関する請願  
第一四三号 万国家さん会議説明に関する請願  
第二七九号、第三三二〇号 青果物の選果荷造研究費増額に関する請願  
第二八一号、第三三二二号 果樹農業振興特別措置法に基づく果樹共同利用施設等の融資に関する請願  
第二八二号、第三三三号 果樹農業振興特別措置法に基づく果樹植栽資金貸付利率引下げ等に関する請願  
第三〇二号 農業基本法施行に伴う関係法制定等に関する請願  
第三〇三号、第三〇四号、第三一五号、第四二一号、第五七九号、第六一一号、第九四一号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案一部修正に関する請願  
第三三一号 早場米壳渡期限の再延長に関する請願  
第四〇五号、第五三五号、第五五六号、第五六六号、第八一二号 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正に関する請願  
第六九二号、第六九三号、第八六四号 大蔵行政における部落解放政策樹立に関する請願  
第七〇七号 宮崎県都城市に国民金融公庫支所設置の請願  
第四三四号 農業経常相続法制定に関する請願  
第七五三号 長野県の干害応急対策事業費国庫補助等に関する請願  
第一一〇三五号 所得税等減免等の助成措置等に関する請願  
第五三号、第一一五三号、第二九号 富士山大沢の崩壊防止対策確立に関する請願  
第三九号 九州の干害応急対策港指定に関する請願  
第九三六号 高松港の木材輸入

第一〇二六号、第一〇二七号 中央卸売市場法第十五条の六等改正に関する請願  
昭和三十六年十月三十一日 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
大蔵委員長 大竹平八郎  
参議院議長松野鶴平殿

第一号 地方青果物卸売市場法制定に関する請願  
第一四三号 万国家さん会議説明に関する請願  
第二七九号、第三三二〇号 青果物の選果荷造研究費増額に関する請願  
第二八一号、第三三二二号 果樹農業振興特別措置法に基づく果樹共同利用施設等の融資に関する請願  
第二八二号、第三三三号 果樹農業振興特別措置法に基づく果樹植栽資金貸付利率引下げ等に関する請願  
第三〇二号 農業基本法施行に伴う関係法制定等に関する請願  
第三〇三号、第三〇四号、第三一五号、第四二一号、第五七九号、第六一一号、第九四一号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案一部修正に関する請願  
第三三七号、第三八八号、第四一一号 基準販売価格引上げ等に関する請願  
第三六三号、第四〇二号、第四二六号 身辺用細貨類の物品税制改正に関する請願  
第六一四号、第七一八号、第七〇九号、第七七二号、第七九二号、第九五八号 たばこ販売手数料引上げに関する請願  
第六九二号、第六九三号、第八六四号 大蔵行政における部落解放政策樹立に関する請願  
第七〇七号 宮崎県都城市に国民金融公庫支所設置の請願  
第四三四号 農業経常相続法制定に関する請願  
第七五三号 長野県の干害応急対策事業費国庫補助等に関する請願  
第一一〇三五号 所得税等減免等の助成措置等に関する請願  
第五三号、第一一五三号、第二九号 富士山大沢の崩壊防止対策確立に関する請願  
第三九号 九州の干害応急対策港指定に関する請願  
第九三六号 高松港の木材輸入

第一〇二六号、第一〇二七号 中央卸売市場法第十五条の六等改正に関する請願  
昭和三十六年十月三十一日 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
大蔵委員長 大竹平八郎  
参議院議長松野鶴平殿

第一号 地方青果物卸売市場法制定に関する請願  
第一四三号 万国家さん会議説明に関する請願  
第二七九号、第三三二〇号 青果物の選果荷造研究費増額に関する請願  
第二八一号、第三三二二号 果樹農業振興特別措置法に基づく果樹共同利用施設等の融資に関する請願  
第二八二号、第三三三号 果樹農業振興特別措置法に基づく果樹植栽資金貸付利率引下げ等に関する請願  
第三〇二号 農業基本法施行に伴う関係法制定等に関する請願  
第三〇三号、第三〇四号、第三一五号、第四二一号、第五七九号、第六一一号、第九四一号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案一部修正に関する請願  
第三三七号、第三八八号、第四一一号 基準販売価格引上げ等に関する請願  
第三六三号、第四〇二号、第四二六号 身辺用細貨類の物品税制改正に関する請願  
第六一四号、第七一八号、第七〇九号、第七七二号、第七九二号、第九五八号 たばこ販売手数料引上げに関する請願  
第六九二号、第六九三号、第八六四号 大蔵行政における部落解放政策樹立に関する請願  
第七〇七号 宮崎県都城市に国民金融公庫支所設置の請願  
第四三四号 農業経常相続法制定に関する請願  
第七五三号 長野県の干害応急対策事業費国庫補助等に関する請願  
第一一〇三五号 所得税等減免等の助成措置等に関する請願  
第五三号、第一一五三号、第二九号 富士山大沢の崩壊防止対策確立に関する請願  
第三九号 九州の干害応急対策港指定に関する請願  
第九三六号 高松港の木材輸入

第一〇二六号、第一〇二七号 中央卸売市場法第十五条の六等改正に関する請願  
昭和三十六年十月三十一日 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
大蔵委員長 大竹平八郎  
参議院議長松野鶴平殿

第一号 地方青果物卸売市場法制定に関する請願  
第一四三号 万国家さん会議説明に関する請願  
第二七九号、第三三二〇号 青果物の選果荷造研究費増額に関する請願  
第二八一号、第三三二二号 果樹農業振興特別措置法に基づく果樹共同利用施設等の融資に関する請願  
第二八二号、第三三三号 果樹農業振興特別措置法に基づく果樹植栽資金貸付利率引下げ等に関する請願  
第三〇二号 農業基本法施行に伴う関係法制定等に関する請願  
第三〇三号、第三〇四号、第三一五号、第四二一号、第五七九号、第六一一号、第九四一号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案一部修正に関する請願  
第三三七号、第三八八号、第四一一号 基準販売価格引上げ等に関する請願  
第三六三号、第四〇二号、第四二六号 身辺用細貨類の物品税制改正に関する請願  
第六一四号、第七一八号、第七〇九号、第七七二号、第七九二号、第九五八号 たばこ販売手数料引上げに関する請願  
第六九二号、第六九三号、第八六四号 大蔵行政における部落解放政策樹立に関する請願  
第七〇七号 宮崎県都城市に国民金融公庫支所設置の請願  
第四三四号 農業経常相続法制定に関する請願  
第七五三号 長野県の干害応急対策事業費国庫補助等に関する請願  
第一一〇三五号 所得税等減免等の助成措置等に関する請願  
第五三号、第一一五三号、第二九号 富士山大沢の崩壊防止対策確立に関する請願  
第三九号 九州の干害応急対策港指定に関する請願  
第九三六号 高松港の木材輸入



事院勧告に関する件について浅井人事院総裁から説明を聴取し、関係当局に対し質疑を行なうとともに二月中旬山梨県に委員派遣を行ない国の中先機関の業務運営の実情を調査した。

次いで閉会中においては、公務員の給与に関する件について、福永国務大臣、小平総理府総務長官、入江人事院総裁及び関係当局に対し質疑を行なうとともに、七月上旬北海道及び山陰及び山陰地方に委員派遣を行わない国の中先機関の業務運営及び公務員制度の実情を調査した。

**調査報告書**  
國の防衛に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日  
内閣委員長 吉江 勝保  
参議院議長 松野鶴平殿

**経過の概要**

本委員会は、第三十八回国会から同国会閉会後にわたり、地方行政の改革に関する調査の一環として、主として左記事項に関し、政府の説明を求めたほか、秋田、山形両県に対し委員派遣を行なう等銳意調査を進めながら、その対象が広汎多岐にわたつたため調査を終了するに至らなかつた。

**記**

一、昭和三十六年度自治省、警察庁  
関係予算に関する件

三十八回国会において昭和三十六年度の自衛隊業務計画及び防衛関係予算に関する件について西村防衛省郵便業務に関する件について西村防衛省長官から説明を聴取し関係当局に対し質疑を行ない、駐留軍の演習場に関する件について西村防衛省長官及び関係当局に対し質疑を行なうとともに、二月中旬山梨県及び静岡県に委員派遣を行ない富士演習場の実情を調査した。

次いで閉会中においては、第二次防衛力整備計画に関する件について、防衛省当局から説明を聴取し、同件、富士演習場に関する件及び他の防衛問題について藤枝防衛省長官及び関係当局に対し質疑を行なう

とともに、七月上旬北海道及び山陰地方に委員派遣を行ない白衛隊の実情を調査した。

次いで閉会中においては、公務員の給与に関する件について、福永国務大臣、小平総理府総務長官、入江人事院総裁及び関係当局に対し質疑を行なうとともに、七月上旬北海道及び山陰地方に委員派遣を行ない国の中先機関の業務運営及び公務員制度の実情を調査した。

**調査報告書**  
地方行政の改革に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日  
地方行政 委員長 増原 恵吉  
参議院議長 松野鶴平殿

**経過の概要**

本委員会は、第三十八回国会から同国会閉会後にわたり、地方行政の改革に関する調査の一環として、主として左記事項に関し、政府の説明を求めたほか、秋田、山形両県に対し委員派遣を行なう等銳意調査を進めながら、その対象が広汎多岐にわたつたため調査を終了するに至らなかつた。

**記**

一、昭和三十六年度自治省、警察庁  
関係予算に関する件

二、町村合併及び新市町村における郵便業務に関する件

三、昭和三十六年度地方財政計画に関する件

四、遊興飲食税、住民税の改正問題

五、公営住宅施設、義務教育学校施設及び一般公共施設の補助単価等に関する件

六、昭和三十六年梅雨前線豪雨、第二室戸台風等による被害状況及び災害対策並びに静岡県由比町の地すべり対策に関する件

七、道路交通法の実施状況に関する件

八、祭礼等における寄附強要の取締りに関する件

九、基幹都市建設設計画等に関する件

なお、公営住宅施設、義務教育学校施設及び一般公共施設の補助単価増額は正の問題につき、別紙の通り委員会の中し合せを行ない、内閣総理大臣その他関係政府当局に要望した。

**別紙**  
**要望**

公営住宅施設、義務教育学校施設の補助単価は資材費、労務費等の価格の値上がりにより実際の必要額をはるかに下回り、実施に困難を生じてゐるから、一般公共補助事業全般の問題と併せ、政府はこの際、至急、臨時国会までに対策を確立し、必要な財政措置を行なうべきものと認められた。

右、当委員会の申し合せにより要望する。

**調査報告書**  
国際情勢等に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日  
外務委員長 木内 四郎  
参議院議長 松野鶴平殿

**経過の概要**

本調査に關して、当委員会は第三十八回国会及び閉会中に、税制改正、関税改正、国有財産の管理、設備投資と金融事情、開鎖機関、ガリオア・エロア等に関する件について、政府当局より説明を聴取し質疑を行なつた。また愛媛県の教育行政に関する件等種々の問題について、文部省をはじめ関係当局に対し質疑を行なつた。参考人の出席を求めて意見を聽取し、関係当局に対し質疑を行なつた。

第三十八回国会閉会中においては、オリンピック開催の準備に関する件、教職員の給与問題等について、関係当局に対し質疑を行なつた他、国立大学の実情、文化財保護状況、その他教育、文化全般にわたる実情調査のため特に委員の派遣を行なつた。しかししながらこれらの調査はいづれも広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

**調査報告書**  
社会保障制度に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日  
社会労働 委員長 吉武 恵市  
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十六年十月三十一日 参議院会議録追録 調査報告書

### 経過の概要

第三十八回国会及び閉会中においては、本調査の一環として、厚生省関係、昭和三十六年度予算及び補正予算、一般厚生行政、病院経営の実情、小児まひワクチン、青森、岩手両県における火災及び第二室戸台風の被害状況並びにその救助実施状況、社会保険診療報酬、厚生省機構改革、国民年金及び結核予防法の施行状況等の諸問題について、政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。

また、昭和三十六年梅雨前線豪雨等による災害対策について建設、地方行政、農林水産、運輸の各委員会との連合審査会を行なつた。

なお、閉会中委員を二班に分ち、第一班を京都府、大阪府及び兵庫県、第二班を福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県にそれぞれ派遣して、地方における厚生行政の実情を調査したが、特に大阪府においてはスマーマーケットにおける薬局並びに医療品販売について、又熊本県においては小児まひの発生状況とその対策について実情を調査した。

なお、委員会においてはスープマーケットにおける薬局並びに医療品販売の適正化等に関する決議を行なつた。右の件については、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

労働情勢に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日

### 調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日

### 調査報告書

小倉市西南女学院の教職員解雇問題等の諸問題について政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。

なお、閉会中委員を二班に分ち、第一班を京都府、大阪府及び兵庫県、第二班を福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県にそれぞれ派遣して、地方における労働行政の実情を調査したが、特に第一班においては、総合職業訓練所の実情、第二班においては、炭鉱離職者の状況とその対策を中心に行なつた。

右の外、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

経済の自立と発展に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日

### 調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日

### 調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日

### 調査報告書

本委員会は、第三十八回国会開会中並びに同国会閉会中において、郵

### 経過の概要

第三十八回国会及び閉会中においては、本調査の一環として、労働省関係昭和三十六年度予算、婦人の雇用に関する問題、三井三池鉱業所の離職者対策、労働時間の短縮、失業対策労務者の賃金、雇用及び失業の情勢、中小企業における労働争議、けい肺病に関する問題、ニトログリコールによる職業病問題、福岡県上清炭鉱及び同県大辻炭鉱における坑内火災事故、労働福祉事業団の運営、港湾労働者の雇用安定、佐賀県杵島炭鉱における労働争議、並びに第一班を京都府、大阪府及び兵庫県、第二班を福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県にそれぞれ派遣して、地方における厚生行政の実情を調査したが、特に大阪府においてはスマーマーケットにおける薬局並びに医療品販売について、又熊本県においては小児まひの発生状況とその対策について実情を調査した。

なお、委員会においてはスープマーケットにおける薬局並びに医療品販売の適正化等に関する決議を行なつた。右の件については、調査を終らなかつた。

農林水産政策に関する調査(継続事件)右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日

社会労働 委員長 吉武 恵市

参議院議長 松野鶴平殿

農林水産 委員長 藤野 繁雄

参議院議長 松野鶴平殿

運輸委員長 三木與吉郎

参議院議長 松野鶴平殿

### 経過の概要

本委員会は、第三十八回国会中に開会から説明をきき、また東北・北陸地方の雪害に対する金融措置等について大蔵、運輸、建設の委員会と連合審査会を開く等調査に努めた。

本委員会は、第三十八回国会開会中及びこれに続く閉会中「経済の自立と発展に関する調査」に開会し、主として左の事項について政府関係者と出席を求め質疑を行ない、或は現地に委員を派遣し、また資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつた。

本委員会は、今国会開会中において、日本国有鉄道の運営、都市交通・航空・自動車行政・日向灘地震による被害及び東北・北陸における豪雪による被害等の問題について、又運輸省及び関係当局から資料の提出を求め事情を聴取し、殊にダンプカー事故対策については関係当局及び参考人により意見を聴取した。又開会中、東北・近畿・中国・四国及び九州の各地に委員派遣を行なつて、国鉄の運営、自動車行政・港湾整備及び観光施設等の実情を調査し更に昭和三十六年梅雨前線豪雨による災害対策について建設・地方政府と連合審査会を開会する等調査を行なつてきたが、本調査が広範多岐にわたりつて、そのため未だこの調査を終了することができなかつた。

本委員会は、第三十八回国会開会中及びこれを続行する調査(継続事件)一、昭和三十六年度通商産業省、経済企画院及び科学技術庁の予算及び施策に関する件  
一、公正取引委員会の業務に関する件  
一、電気料金問題に関する件  
一、鉱業法改正問題に関する件  
一、鉱山保安に関する件  
一、工業用水問題に関する件  
一、輸出品検査問題に関する件  
一、石炭政策に関する件  
一、中小企業金融に関する件  
一、国際収支問題に関する件  
一、委員派遣

本委員会は、第三十八回国会開会中並びに電波に関する調査(継続事件)一、産業並びに電源開発等の実情調査(長野・富山班及び和歌山・大阪班)  
一、通信委員長 鈴木 恒一

### 経過の概要

本委員会は、第三十八回国会開会中並びに同国会閉会中において、郵

つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日

### 経過の概要

本委員会は、第三十八回国会開会中並びに同国会閉会中において、郵

政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき銳意調査を進め、その間郵便遅配に因する件、特定郵便局長の任用問題に因する件、国内並びに国際通信政策に因する件、FM放送に関する件、電信電話拡充第三次五カ年計画に因する件等について質疑をした。又委員派遣を行なつて各地方の実情について調査すると共に資料の収集をした。

本件はその対象が極めて広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

## 調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日  
建設委員長 稲浦 鹿藏

参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会においては、第三十八回国会開会中本件調査に関し、先ず、昭和三十六年度建設省関係予算並びに建設行政の基本方針に関して調査を行なつたのはじめ、本年三月における静岡県由比町内地すべり防止対策並びに砂防事業の機構拡充強化問題等の緊急かつ重要問題について所要の検討を加え、両件についてそれぞれ政府に対し善処を要望する決議を行なつたほか、全建労組員懲戒処分問題、岩手青森両県下における大火災害等の諸問題についても所要の調査を行なつた。ついで同閉会中においては、数回にわたり集中豪雨による被害対策について調査を行ない、又、本件について関係委員会と

連合審査会を開会する等災害対策に因する調査を推進したのをはじめ、道路整備五カ年計画策定に因する諸問題、公共工事の建設単価引上げ問題等についても調査を行なつたはか、三陸地方災害復旧事業等の実情調査並びに離島における建設事業等の実情調査のためそれぞれ委員派遣を行なう等建設事業並びに建設諸計画の各般にわたつて銳意調査を進められたが、本件調査を終了するに至らなかつた。

## 調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日  
予算委員長 館 哲二  
参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会は、第三十八回国会開会中も、予算の執行状況に関し、北海道・滋賀県・大阪府・和歌山県・鳥取県及び島根県に、現地調査のため委員派遣を行なう等調査を進めてきたのであるが、本調査はその対象が極めて広範多岐にわたり、かつ予算の執行が未だ年度の中途にあるため、調査を終えることができなかつた。

## 調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年九月二十二日  
決算委員長 佐藤 芳男

## 参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会は、第三十八回国会並びに同国会閉会中、表記の件に因するものとおり調査した。

(一) 真鶴町漁業協同組合並びに真鶴港の港湾埋立に関する件について政府当局及び参考人に質疑を行なつた。

(二) 酒類の販売許可に関する件、水害時に因する白根市の政府保管米出庫に関する件及び武州鉄道の免許に関する件について政府当局に質疑を行なつた。

(三) 決算の提出手続及び審査方針に関する件、虎の門公園地に関する件についてそれぞれ小委員会を設け調査を進めた。

なお委員派遣を行ない、実地調査を行なつた。しかしながら、表記の件は、その対象広汎多岐にわたるので調査を終了するに至らなかつた。

昭和三十六年十月三十日 參議院會議錄追録

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十日

定価一部十五円  
(重し良質紙は二十円)  
配達料共

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段〇三三〇三三一五五五  
官印